

第 12 号

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業廃棄物税を令和7年度以降も継続するに当たり、令和11年度を目途に熊本県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。